

約款改定のお知らせ

これまで保険契約に関する一般的取決めは、商法の中で定められていました。しかし、社会経済情勢の変化や保険契約者等の保護の観点から、この度全面的に見直しが行われ、商法から独立した「保険法」が制定されることとなりました。なお、この「保険法」は、平成 22 年 4 月 1 日から施行されます。

弊社においても、この保険法の趣旨を踏まえ、約款の改定を行いました。現在ご契約いただいている保険契約につきましても、平成 22 年 4 月 1 日以降は、改定後の約款を適用させていただきます。

そこで、以下に主な改定のポイントをまとめましたので、ご確認ください。

◎ 給付金・保険金の支払期限（第 7 条） ～保険契約者等の保護

給付金・保険金の支払時期につきまして、お客様から支払請求をいただいた後、治療内容の詳細や病気の発症時期などの確認を行うため「事実の確認」をさせていただく場合があります。これまで「事実の確認」を行う場合における保険金・給付金の支払期限は、約款に明記しておりませんでした。この度の改定により、以下のとおり支払期限と支払期限を超過して給付金・保険金をお支払いする場合の遅延利息*を明確に規定いたしました。

	支払期限
「事実の確認」を行わない場合	請求書類到着日の翌日から起算して 5 営業日
「事実の確認」を行う場合	請求書類到着日から 45 日
「事実の確認」を行う場合で 特別な照会や調査が不可欠な場合	請求書類到着日から 180 日

※ 支払期限を越えて給付金・保険金をお支払いする場合

お支払いすべき給付金額・保険金額に支払期限満了日の翌日から支払日までの遅延利息(年率 6%)を付して給付金・保険金をお支払いします。

◎ 遺言による保険金受取人の変更（第 28 条） ～保険金受取人の変更のルール整備

この度の改定により、保険契約者が法律上有効な遺言によって保険金受取人を変更することができるようになりました。遺言により保険金受取人を変更する場合は、保険契約者が亡くなった後に保険契約者の相続人が弊社に通知*してください。

※ できるだけすみやかに通知してください。弊社は、通知されるまで遺言により保険金受取人を変更された事実を知ることができません。したがって、保険契約上で指定している変更前の保険金受取人から支払請求を受けた場合、変更前の保険金受取人に保険金をお支払いいたします。その支払後に保険契約者の相続人から通知があっても、重複して保険金をお支払いいたしません。

◎ **保険金受取人による保険契約の存続**（第16条） ～**保険金受取人の保護**

保険契約が差押さえられ差押債権者によって解約請求された場合でも、一定の範囲の保険金受取人が所定のお手続きを行うことにより、保険契約を存続させることができる制度（介入権）を新設しました。保険契約が一度解約されると、被保険者の健康状態や年齢等によって再度ご契約いただくことが困難となる場合があります。この度の改定により、介入権を行使することで、保険金受取人が被る不利益を回避することができるようになります。

◎ **重大事由による解除**（第23条） ～**モラルリスクの防止**

保険金詐欺や保険金殺人など、弊社との信頼関係が損なわれるような重大な事由が生じた場合、保険契約を解除することができる旨の規定は、以前より約款に明記されておりました。この度の改定により、被保険者に過大な保険金等がかけられている場合などでも、保険契約を解除することができる旨の規定を追記することによって、詐欺や殺人など事件を未然に防止することを目的としています。

◎ **解約の効力発生時期**（第13条） ～**解約のルール整備**

保険契約の解約の取扱いにつきまして、これまでは、『解約請求書類が弊社に到着した月の末日』に保険契約の効力を消滅させておりました。この度の改定により、『解約請求書類が弊社に到着した日*』を解約日として、保険契約の効力を消滅させていただきます。

*解約請求書類に不備がある場合は、解約の手続きができません。不備のない解約請求書類が弊社に到着した日が解約日となります。

◎ **未経過保険料の払戻し**（第15条） ～**解約のルール整備**

年払契約の場合、保険期間中に保険契約が消滅し*、未経過保険料があるときは、これを保険契約者に払戻します。

《未経過保険料の計算》

$(未経過保険料) = (年払保険料) - (月払保険料) \times (契約日からの経過月数)$

保険契約の消滅月を含みます。

*ただし、死亡保険金を支払った場合、詐欺により保険契約が取消された場合および不法取得目的により保険契約が無効となった場合を除きます。

約款改定に関する問合せ先

ABC少額短期保険株式会社

カスタマーセンター TEL:0120-369-815

(受付時間:10:00~18:00 土・日・祝日・年末年始を除く。)